

公立大学法人下関市立大学教員人事評価委員会規程

令和 2 年 4 月 9 日

規 程 第 27 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日 規程第 44 号

令和 3 年 5 月 28 日 規程第 49 号

令和 5 年 3 月 22 日 規程第 18 号

令和 7 年 2 月 26 日 規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学の教員の人事及び評価に関する事項について客観的かつ公正な審議及び検討を行うため、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定）第 18 条第 1 項の規定に基づき理事会の諮問機関として置かれる教員人事評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、理事会の付託を受けて、次に掲げる事項の審議及び検討をする。

- (1) 教員人事及び教員評価に関する方針の検討
- (2) 教員人事における昇任及び採用に関する事項
- (3) 教員から提出される活動報告書に基づいた教員評価に関する事項
- (4) 教員評価結果の集計、活用及び公表に関する事項
- (5) 名誉教授の称号授与に関する事項
- (6) その他教員人事及び教員評価に関する事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから学長が指名する。

- (1) 副学長
- (2) 下関市立大学の専任教員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、委員の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に係る事項の審議経過及び結果を理事会に報告しなければならない。

(資格審査委員会)

第9条 委員会は、第2条第2号に掲げる事項の審査の付託を受けた場合は、昇任及び採用に関する業績を審査するため、必要に応じて資格審査委員会を設置することができる。

2 資格審査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 委員会の構成員から委員長が指名する者 3人

(2) 審査対象の業績について審査が可能な下関市立大学の専任教員で委員長が指名するもの 2人

3 資格審査委員会は、専門の事項を審査するため必要があると認める場合は、学外の学識経験者を専門委員として資格審査委員会の構成員に加えることができる。

4 資格審査委員会に資格審査委員長を置き、委員長が指名する。

5 資格審査委員会は、審査対象者の提出書類等に基づき、昇任及び採用に関する業績の審査を行う。

6 資格審査委員長は、前項の審査の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部秘書・人事課において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月9日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日規程第49号）

この規程は、令和3年5月28日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規程第18号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日規程第3号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。